

佐久市新小学校建設地域協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 白田地区への新小学校建設等に関して、地域が一体となり、学校づくり・地域づくりを進めるため、佐久市新小学校建設地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 地域協議会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、意見を述べる。

- (1) 新小学校の基本計画及び基本設計に関すること。
- (2) 新小学校の施設整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新小学校の整備に関し必要な事項

(組織)

**第3条** 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 地域協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 地域協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 地域協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 地域協議会の庶務は、教育委員会学校教育部学校教育課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
(佐久市新小学校建設地域協議会設置要綱の廃止)
- 2 佐久市新小学校建設地域協議会設置要綱(平成22年佐久市教育委員会告示第13号)は、廃止する。